

春日部市障害児（者）生活サポート事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、在宅の心身障害児（者）（以下「障害者」という。）の地域生活を支援するため、生活サポート事業を実施することにより、障害者の福祉の向上及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「生活サポート事業」とは、障害者及びその家族の必要に応じて、市に登録された団体が、移動、介護及び一時預かり等のサービスを個別（1対1）に提供する事業をいう。

（実施団体）

第3条 生活サポート事業を実施する団体は、あらかじめ市に登録をした団体とし、登録することのできる団体は、次に掲げるものとする。

（1）社会福祉法人等の非営利法人又は障害者の福祉に関する特定非営利活動法人

（2）障害者の福祉の増進を目的とする非営利団体

（団体の登録等）

第4条 前条に規定する登録を受けようとする団体は、春日部市障害児（者）生活サポート事業団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）職員名簿（資格等の分かるもの）

（2）会員名簿

（3）傷害保険加入証書の写し

（4）予算書

（5）その他必要な書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえ、登録を認める場合にあっては春日部市障害児（者）生活サポート事業登録団体認定書（様式第2号）を当該団体に交付し、登録を認めない場合にあっては春日部市障害児（者）生活サポート事業登録団体不承認通知書（様式第3号）により当該団体に通知するものとする。

3 前項の規定により登録された団体（以下「登録団体」という。）は、第1項の規定により申請した事項に変更が生じたとき、又は登録を辞退しようとするときは、春日部市障害児（者）生活サポート事業登録団体内容変更（辞退）届（様式第4号）により市長に届けなければならない。

（利用対象者）

第5条 生活サポート事業の利用対象者は、市内に居住地を有する次に掲げる障害者であって、登録団体の利用が適当であると市長が認めたものとする。

（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

（2）埼玉県療育手帳制度要綱（昭和48年11月22日制定）の規定により療育手帳の交付を受けた者

（3）知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害と判定された者

（4）医師により発達に障害があると診断された者

（5）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

（6）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する児童を含む。）

（利用手続）

第6条 生活サポート事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、春日部市障害児（者）生活サポート事業利用登録申請書（様式第5号）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえ、利用の登録を認める場合にあっては春日部市障害児（者）生活サポート事業利用登録決定通知書（様式第6号）に春日部市障害児（者）

生活サポート事業利用者票（様式第7号。以下「利用者票」という。）及び春日部市障害児（者）生活サポート事業サービス利用時間確認表（様式第8号。以下「利用時間確認表」という。）を添え、認めない場合にあっては春日部市障害児（者）生活サポート事業利用登録却下決定通知書（様式第9号）を申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により利用対象者として登録された者（以下「登録利用者」という。）は、利用者票を携行し、登録団体への利用申込時に提示しなければならない。

4 登録利用者等（登録利用者の代理人を含む。）は、サービスを利用した月ごとに、前月利用分の利用時間確認表を毎月10日までに市長に提出しなければならない。

5 登録団体は、登録利用者に対しサービスを提供したときは、利用時間確認表にサービス提供時間数等を記入するものとする。

6 登録利用者1人当たりの利用時間は、年間につき150時間以内とする。ただし、年度の途中で登録利用者となった者については、登録利用者となった月から年度末までの月数に100分の125を乗じて得た時間数（小数点以下の端数切り上げ）以内とする。なお、前年度に登録利用者であった者が、やむを得ない事由により年度途中で登録申請をおこなった場合は、この限りではない。

（利用者票の有効期限）

第7条 利用者票の有効期限は、登録日から登録日の属する年度の3月31日までとする。

（届出義務）

第8条 登録利用者は、第6条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、春日部市障害児（者）生活サポート事業利用登録変更（消滅）届（様式第10号）に利用者票を添えて届け出なければならない。

（傷害保険の加入）

第9条 登録団体は、そのサービスの提供に関し、登録利用者に係る傷害保険に加入しなければならない。

（帳簿等の備付け）

第10条 登録団体は、登録利用者の利用実績について、帳簿等必要な書類を備えなければならない。

（会計状況等の公開）

第11条 登録団体は、登録利用者の求めに応じ、その提供するサービスの内容、料金、従事する職員の資格及び経理状況等を明示しなければならない。

（個人情報の保護）

第12条 登録団体は、サービスの提供によって得た登録利用者の秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、登録利用者又はその保護者の承諾があった場合は、この限りでない。

（指導監査等の実施）

第13条 市長は、この事業の適正な事業運営を確保するため、県が別途定める指導監査の方法に基づき、補助金を支出している登録団体に対して指導監査を行い、その結果を県に報告するものとする。

（事業の取消について）

第14条 市長は、この事業の登録団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体の登録を取り消すことができる。

（1）登録申請内容又は事業報告内容に虚偽があるとき。

（2）事業の実施に関し、不正な行為があったとき。

（3）その他事業実施団体として不適切と判断されるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、春日部市障害児（者）生活サポート事業登録団体取消通知書（様式第11号）により、当該団体に通知するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（春日部市障害児（者）生活サポート事業実施要綱の廃止）

- 2 春日部市障害児（者）生活サポート事業実施要綱（平成26年3月28日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 4 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。